

御殿場市告示 第 277 号

納税通知書・更正（決定）通知書の公示送達について

下記の納税通知書及び更正（決定）通知書については、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び御殿場市税賦課徴収条例（昭和30年御殿場市条例第18号）第18条の規定に基づき公示送達します。

なお、当該書類は御殿場市役所総務部課税課に保管してありますので、送達を受けるべき者の請求があった場合には交付します。

令和 8年 8月 7日

御殿場市長 勝 又 正 美

- 1 送達をする書類名 令和7年度 市民税・県民税・森林環境税 納税通知書  
及び更正（決定）通知書

- 2 送達を受けるべき者

| 氏名                |
|-------------------|
| THAMMAVONG NAT    |
| SALIS SANTOS BIDO |